

第2次豊川市役所地球温暖化対策実行計画
【豊川市公共施設環境率先行動計画】

平成27年度～平成32年度

平成27年3月

豊 川 市

目 次

第1	地球温暖化対策の基本的事項	1
(1)	地球温暖化とは	1
(2)	地球温暖化による影響	1
(3)	豊川市における地球温暖化対策	2
第2	計画の基本的事項	3
(1)	計画の位置づけ	3
(2)	計画の期間	3
(3)	計画の基準年度	3
(4)	計画の対象範囲	4
(5)	計画の対象とする温室効果ガスの種類	4
(6)	数値目標	5
(7)	非数値化目標	5
第3	具体的な取組内容	6
(1)	エネルギーを大切にしよう	6
	①省エネルギーの推進	
	②再生可能エネルギーの導入の推進	
	③省資源の推進	
(2)	車の使い方を考えよう	7
	①自動車使用頻度削減などの推進	
	②エコカー、エコドライブの推進	
(3)	ごみを減らして、リサイクルしよう	7
	①リフューズ、リデュース（断る、減らす）の推進	
	②リユース（再使用）の推進	
	③リサイクル（再生利用）の推進	
	④ごみ分別の推進	
(4)	みんなで考え、行動しよう	9
	①環境教育、環境学習等の推進	
	②環境情報の収集と提供の推進	
	③自発的活動の促進	
第4	計画の推進に向けて	10
(1)	計画の推進体制	10
(2)	実施状況の点検と評価	11
(3)	計画の見直し	11
(4)	結果の公表	11
(5)	その他	11

• 行動チェックシート（様式1）	12
• 率先行動評価票（様式2）	13
• 行動未達成原因報告書（様式3）	14

第1 地球温暖化対策の基本的事項

(1) 地球温暖化とは

太陽からのエネルギーで地表面が暖められると、地表面から宇宙空間に熱（赤外線）が放射されますが、二酸化炭素（CO₂）などの「温室効果ガス」がこの熱を吸収し再放射することで地表面付近の大気が暖められます。これを温室効果といい、地球の平均気温は約14℃に保たれています。

18世紀半ばから始まった産業革命以降、化石燃料の使用が急激に増えた結果、大気中の二酸化炭素濃度が増加しました。二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加すると、温室効果がこれまでより大きくなり、地球温暖化が起こります。

(2) 地球温暖化による影響

平成25年9月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の第5次評価報告書第1作業部会報告書によると、世界の平均気温は1880年から2012年までに0.85℃上昇しており、温暖化は疑う余地がないとされています。また、二酸化炭素などの温室効果ガス濃度は過去80万年間で前例のない水準まで増加しているとし、20世紀半ば以降に観測された温暖化の主要な要因は、人間活動にあった可能性が極めて高いと報告されています。

将来の気候変動については、今世紀末における世界の平均気温の上昇は0.3～4.8℃、世界の平均海面水位の上昇は26～82cmと予測されています。世界の平均気温の上昇により、極端な高温や降水などによる気象災害が頻繁に発生する可能性が非常に高いとされています。

気温が上昇することによって、北極や南極の氷床、海氷などの減少が広範囲に進み、海面水位の上昇の一因にもなります。

また洪水、暴風雨、熱波などの異常気象による災害が頻繁に発生し、大きな被害が出る可能性もあります。

この他、干ばつや洪水の増加による農作物の減収及び漁業資源の減少などによる食糧不足、絶滅生物の増加、マラリアやデング熱といった熱帯性の感染症の発生、熱中症の増加など、地球温暖化による様々な影響が懸念されます。

(3) 豊川市における地球温暖化対策

豊川市では、持続可能な社会づくりと、市民の健康で文化的な生活を確保するために、平成 21 年 4 月豊川市環境基本条例を施行しました。

さらにこの条例に基づき、低炭素社会・生物多様性・循環型社会を市民、事業者、行政が一体となって実現していくことを目指し、平成 22 年 3 月に豊川市環境基本計画「環境行動都市とよかわ～次世代に誇れるまちをつくろう～」を策定しました。豊川市環境基本計画の中で市域からの温室効果ガス削減量（家庭部門）の目標値を定め、重点施策として温室効果ガス削減のための様々な施策を推進してきました。

また、本市は環境行動を推進する市内の事業所の一つとして平成 19 年 3 月に「第 2 次豊川市公共施設環境率先行動計画」（計画年度：平成 19 年度～平成 23 年度）を策定し、温室効果ガス排出量の削減に努めてきました。そして音羽町、御津町、小坂井町との合併により、削減対象となる施設や事業が拡大したことから、平成 23 年 2 月に「豊川市役所地球温暖化対策実行計画〈豊川市公共施設環境率先行動計画〉」（以下「旧計画」という。）を策定し、平成 21 年度を基準年度とし、目標年度（平成 26 年度）までに温室効果ガスの排出量を 5% 削減することを目指して取り組んできました。

さらに市長マニフェスト工程計画（平成 24 年 2 月）の中でも、やすらぎやうるおいのある安全・安心なまちづくりのための施策として、

- ・太陽光発電の公共施設導入及び一般住宅用への補助拡充
- ・公共施設の省エネ化、緑のカーテン事業の推進

を掲げ取り組んでいます。

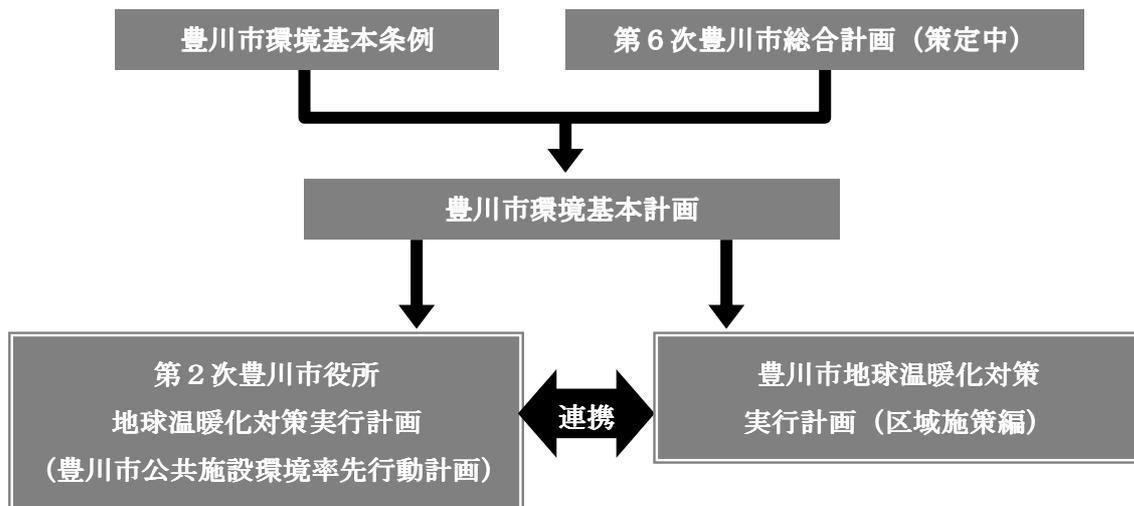
第2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

「第2次豊川市役所地球温暖化対策実行計画〈豊川市公共施設環境率先行動計画〉」（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第20条の3（地方公共団体実行計画）により地方公共団体に策定が義務付けられた計画で、旧計画の後継計画として、市自らの事務及び事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画を策定するものです。

また、本計画は、豊川市環境基本計画の地球温暖化対策に係わる下位計画であり「豊川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」や関連計画と連携し、市の事務事業に起因する温室効果ガス排出量の削減に着実に取り組むとともに、その実施状況を点検・公表することで、市民、事業者等の意識の高揚を図り、地球温暖化対策を地域から積極的に推進していくことを目指します。

【計画の体系図】



(2) 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。

(3) 計画の基準年度

本計画の基準年度は、平成25年度とします。

(4) 計画の対象範囲

本計画は、豊川市役所のすべての職場（学校を含む。）において実施する事務事業を対象とします。また、指定管理者制度等により管理運営を行っている施設についても、原則として対象とします。

ただし、PFI事業については対象外とします。

(5) 計画の対象とする温室効果ガスの種類

地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）及び三ふっ化窒素（NF₃）の7種類（三ふっ化窒素（NF₃）は平成27年4月1日以降温室効果ガスに含む）ですが、このうち、対象とする温室効果ガスは、本市の事務及び事業の実態や、排出量把握の難易度等を考慮し、下記のとおりとします。

温室効果ガスの種類		削減対象ガス
二酸化炭素	(CO ₂)	○
メタン	(CH ₄)	○
一酸化二窒素	(N ₂ O)	○
ハイドロフルオロカーボン類	(HFC)	×
パーフルオロカーボン類	(PFC)	×
六ふっ化硫黄	(SF ₆)	×
三ふっ化窒素	(NF ₃)	×

(6) 数値目標

本計画における温室効果ガス総排出量の削減目標は平成25年度を基準年度とし、毎年度1%削減を目標に掲げ、平成32年度に6%削減することを目指します。

なお、数値目標においては、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく特定事業者として、年平均1%以上低減させる努力目標が課せられているため、本市においても、毎年度1%削減を目標に掲げています。

<温室効果ガスの総排出量に関する目標>

項 目	基準年度 (平成25年度)	目標年度 (平成32年度)	増減率
温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)	34,431	32,365	- 6%

<具体的取り組みに関する目標>

項 目	基準年度 (平成25年度)	目標年度 (平成32年度)	増減率
電気使用量 (kWh)	41,521,800	39,030,492	- 6%
公用車燃料使用量 (L)	225,489	211,959	- 6%
公用車走行距離 (km)	1,646,258	1,547,482	- 6%
燃料(自動車を除く)使用量(L) ガソリン・灯油・軽油・A重油	1,049,471	986,502	- 6%
LPG・都市ガス (m ³)	1,533,479	1,441,470	- 6%
水道使用量 (m ³)	544,696	512,014	- 6%
用紙購入量 (A4 換算 枚)	86,741	81,536	- 6%

なお、公共施設の状況(新築や増築等により著しく電気使用量などの増加)や技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて基準値や目標値の見直しを行うこととします。

(7) 非数値化目標

職員の環境意識を向上させるための数量評価が困難な取り組みについても行動チェックシート及び率先行動評価票を活用し、環境モラルの向上による地球温暖化防止を目指します。

第3 具体的な取組内容

(1) エネルギーを大切にしよう

① 省エネルギーの推進

- ・市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量削減のために省エネルギーの取り組みを率先して行います。
- ・公共施設の整備においては、省エネルギー化を推進し、省エネタイプの機器を導入します。
- ・施設設備の更新においては、良質燃料への転換を図ります。
- ・公共施設において、燃料電池の導入を検討します。
- ・清掃工場において、廃棄物焼却による発電や廃熱利用を実施し、エネルギーの有効利用を図ります。
- ・事務所内において、始業前、昼休み、終業後は業務に支障のない範囲で消灯又は部分消灯します。
- ・トイレ、廊下、階段等の照明は必要最小限とします。
- ・トイレの便座について、温度設定などにも配慮します。
- ・業務に支障のない範囲で窓際消灯を実施します。
- ・温度設定のできる空調については、冷房は28℃、暖房は19℃の設定とします。
- ・緑のカーテン事業を実施し、冷房の使用削減に取り組みます。
- ・ブラインドなどを活用し、空調効果を高めます。
- ・自然光や自然風を積極的に取り入れます。
- ・電気ポットの使用は原則禁止します。
- ・マイポットを持参します。
- ・不必要なOA機器の電源をこまめに切ります。
- ・業務終了時、電源を落としても支障のないOA機器や電化製品の電源を切ります。
- ・パソコンやプリンターは、節電・待機モードを活用します。
- ・時間外勤務の縮減に努めます。
- ・ノー残業デー（毎週水曜日）を実施し、エネルギーの削減に努めます。
- ・エレベーターの利用を控え、積極的に階段を利用します（けが、病気、来客の案内、荷物の運搬時等を除く。）。
- ・ガス瞬間湯沸かし器は、使用時以外は元栓を閉めます（種火を消す。）。
- ・クールビズ、ウォームビズに取り組みます。クールビズでは「いなりんクールビズデー」としていなりんポロシャツなどの着用を推奨します。

- ・クールアースデーでのライトダウンを推進し、省エネルギーの啓発を実施します。
- ・クールシェア、ウォームシェアの取り組みを推進します。

② 再生可能エネルギー導入の推進

- ・公共施設の新增改築時には、太陽光発電システムを導入します。
- ・バイオマスエネルギーの有効利用に取り組みます。

③ 省資源の推進

- ・豊川市グリーン購入推進指針に基づき、環境に配慮した製品を優先して購入します。
- ・蛇口をこまめに閉めるなど、日常的な節水を行います。
- ・植木等の散水は効率的に行います。
- ・洗車などは、バケツを利用します。
- ・雨水を積極的に利用します。
- ・洗剤や石鹸等は、適量を使用します。

(2) 車の使い方を考えよう

① 自動車使用頻度削減などの推進

- ・近距離の用務地へは、車ではなく公用自転車や徒歩で移動します。
- ・同一用務地へ車で移動する場合は、相乗りします。
- ・通勤では、相乗りや公共交通機関、自転車を積極的に利用し、マイカー通勤の自粛に努めます。

② エコカー、エコドライブの推進

- ・公用車を適正に整備するとともに、自動車を運転する際には、アイドリング・ストップや急発進・急加速の禁止などエコドライブを心がけます。
- ・公用車の更新や新規購入については、低公害車やプラグインハイブリッド車、電気自動車を計画的に導入します。
- ・公用車は、使用実態を踏まえ必要最小限の大きさのものを購入します。
- ・むだな荷物は積まずに走行します。

(3) ごみを減らして、リサイクルしよう

① リフューズ、リデュース（断る、減らす）の推進

- ・資料などの作成部数は、必要最低限の部数とします。
- ・両面印刷や「2in1」機能を活用し、用紙の使用量を節約します。
- ・庁内LANを有効活用し、プリントアウトする用紙の使用量を節約します。
- ・会議等では、資料を入れる封筒の配布をできる限り控えます。
- ・コピー機の使用後はクリアボタンを押すなど、ミスコピーの防止に努めます。
- ・資料など作成部数が多い場合は、印刷機を利用します。
- ・文書や資料の共有化を徹底します。
- ・使い捨て容器（紙コップ、パック弁当等）の使用を控えます。
- ・詰め替え可能な洗剤、文具等を使用します。
- ・物品等の合理的な使用と適正管理に努め、購入量を抑制します。
- ・事務室内のごみ箱（可燃用）を1つにします。
- ・過剰包装やレジ袋等、ごみになるものを購入しません。
- ・物品は大切に使い、長期間使用に努めます。

② リユース（再使用）の推進

- ・内部会議の資料などは、使用済み用紙の裏面を積極的に再使用します。
- ・使用済み封筒など、紙類を積極的に再使用します。
- ・使用済み事務用品（綴り紐、ファイル等）を積極的に再使用します。
- ・自課で再利用しきれない物品は、庁内LANを利用して全庁での再使用を図ります。
- ・1人ひとりが「もったいない」の意識を高め、再使用するよう働きかけます。

③ リサイクル（再生利用）の推進

- ・古紙の分別回収と再生紙の利用を推進します。
- ・機密文書の処分については、一斉処分の際に溶融処理等を実施し、資源化します。
- ・古紙配合率が高い再生紙を利用します。
- ・リサイクル資材、リサイクル製品を積極的に利用します。
- ・豊川市グリーン購入推進指針に基づき、再生利用製品を優先して購入します。

④ ごみ分別の推進

- ・適切なおみ分別を行います。
- ・フロン類を使用している公用車、家電製品、空調施設等を廃棄する際には、フロン類を適切に処理します。

(4) みんなで考え、行動しよう

① 環境教育、環境学習等の推進

- 環境学習会や環境イベントへの職員の積極的な参加を促します。
- 職員に対して、計画的に研修を行います。
- イベント等を実施する際には、環境に配慮します。

② 環境情報の収集と提供の推進

- 市の行う環境に関する取り組みや情報を、広報やインターネットを活用して、積極的に市民に提供します。
- 国、県、企業や NPO などが発信する環境関連情報の収集に努め、積極的に市民に提供します。

③ 自発的活動の促進

- 職員の各種環境活動への積極的な参加を促します。
- アダプトプログラムに登録し、活動します。
- 地域での清掃などの環境美化活動への職員の積極的な参加を促します。

第4 計画の推進に向けて

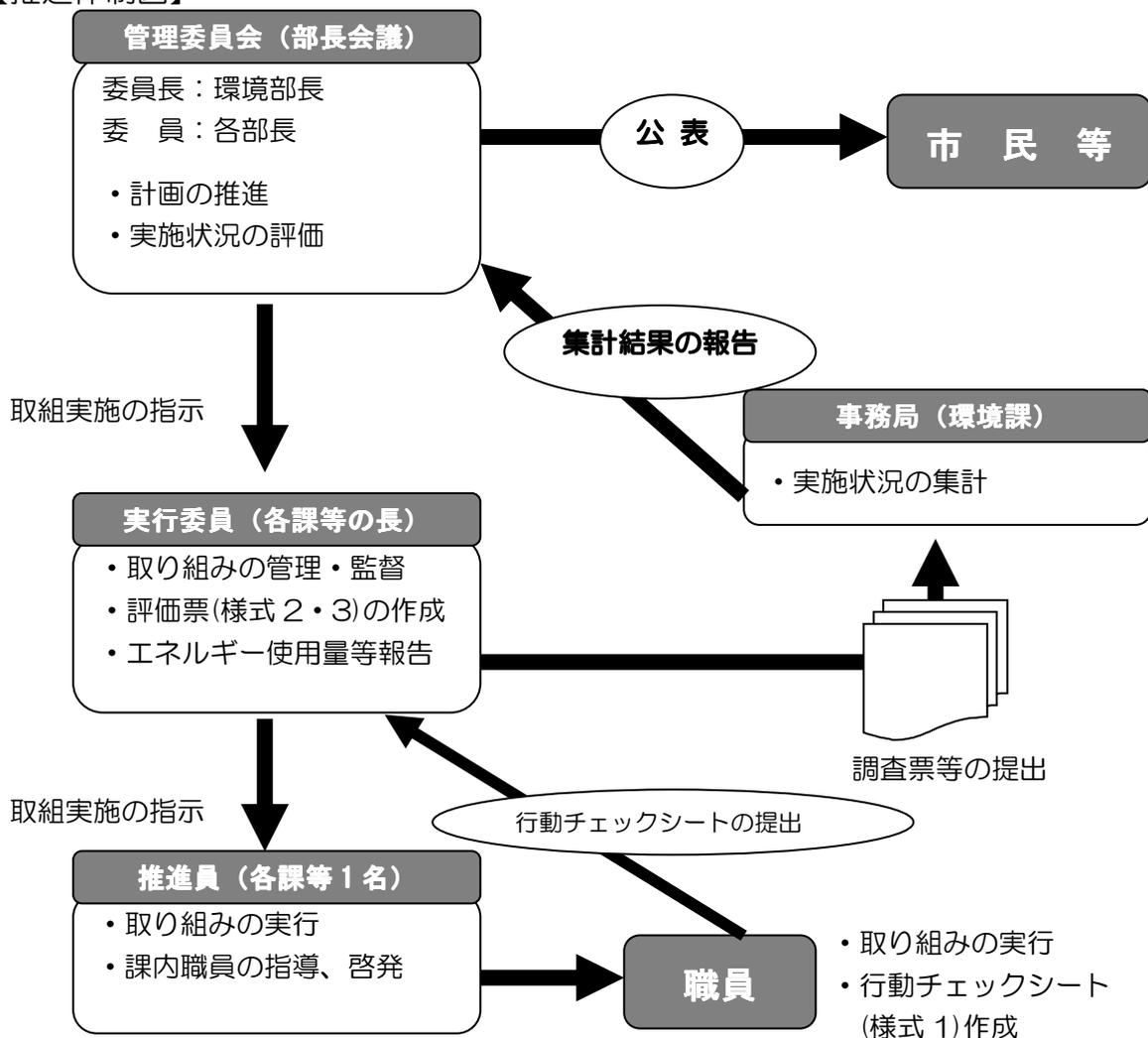
(1) 計画の推進体制

本計画の進行管理については、管理委員会（部長会議）を設置し、各課等へ取り組みを指示するとともにその結果を評価するなど、総合的に取り組みます。

職場での確実な取り組みを進めるため、各課等においては、課長等を豊川市地球温暖化対策実行委員（以下「実行委員」という。）とし、本計画遂行の責任者として職場内の取り組みを管理・監督します。さらに、推進員として各課等から1名ずつ選任された職員が、率先して取組実施や指導・啓発を行います。

事務局は、環境部環境課に置き、各課の実施状況を取りまとめ、その結果を管理委員会に報告します。また、各職場で環境に配慮した取り組みを積極的に推進してもらうため、推進員などを対象に研修を実施します。

【推進体制図】



(2) 実施状況の点検と評価

数値目標を定めている取り組みについては、年度ごとに実績を調査し取りまとめて評価します。

非数値化目標である職員の意識啓発や環境行動等については、半年ごとに行動チェックシート（様式 1）、率先行動評価票（様式 2）、行動未達成原因報告書（様式 3）により点検・評価します。

(3) 計画の見直し

本計画の進捗状況、各種法令等の改正、社会情勢等をもとに、適宜、本計画に関する所要の見直しや改善を行います。

(4) 結果の公表

取組内容について、実施状況とその評価の結果を毎年公表します。

(5) その他

個々の職員が率先して取り組むべき行動を「豊川市役所エコ・アクション」と位置づけ、職員ガイドブックを利用するなど積極的に啓発します。

率 先 行 動 評 価 票

平成（ ）年度 半期

部課（施設名）

	評価点	実行委員のコメント
節水・節電		
★個人のエコ・アクション		
① 不要な照明の消灯		
② OA機器の節電		
③ 退庁時などの待機電力の削減		
④ クールビズ・ウォームビズの実践		
⑤ 階段の積極的な使用		
⑥ 時間外勤務の縮減		
⑦ マイポットの持参		
⑧ 手洗い・トイレ等での節水の励行		
★職場のエコ・アクション		
⑨ 電気ポットの原則使用禁止		
⑩ 空調の温度管理		
燃料節約		
★個人のエコ・アクション		
⑪ エコドライブの実施		
⑫ 近距離の公用自転車、徒歩や相乗り実施		
ごみ減量		
★個人のエコ・アクション		
⑬ 両面印刷・「2in1」機能の活用		
⑭ 必要部数だけの印刷		
⑮ 庁内LAN・Eメールの活用		
⑯ 使用済み用紙の裏面利用		
⑰ 使用済み封筒の再利用		
★職場のエコ・アクション		
⑱ ごみ箱の1か所設置		
⑲ 雑古紙・缶等の分別徹底		
⑳ 再生利用品の優先購入		

評価	
----	--

＜評価方法＞

- 1 「様式1」の「課の評価欄」の値を転記してください。
- 2 「★職場のエコ・アクション」は、実行委員が代表して評価してください。
- 3 評価の目安： 「5点：1個、又は職員30名以上で2個」 ※「4点：1.5 ≤ (職員数/ごみ箱数)」
 ※「3点：1.0 ≤ (職員数/ごみ箱数) < 1.5」 ※「1点：(職員数/ごみ箱数) < 1.0」 ※5点優先
- 4 下記評価基準に基づき、評価が「C」の場合は、併せて「様式3」を提出してください。

採 点 基 準	A	該当するすべての項目が3点以上で4点以上の項目が8以上ある場合
	B	A又はC以外の場合
	C	2点以下の項目が1つでもある場合

行 動 未 達 成 原 因 報 告 書

平成（ ）年度 半期

部課（施設名）

行動未達成の内容及び原因

行動達成のための措置又は取組内容

発行日	平成27年3月
担当	豊川市環境部環境課